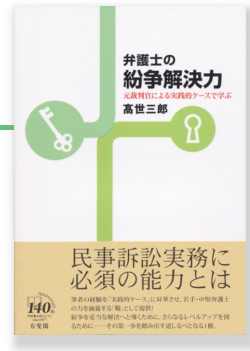


# 弁護士の紛争解決力

## —元裁判官による実践的ケースで学ぶ

高世三郎

2017年1月発売 / 204頁 / 本体2200円+税  
A5判 / 並製



編集  
担当者  
から

読者の皆さんが弁護士として活動を始めたら、実社会の様々な紛争に直面することになります。そしてその紛争は、定型的な事件や、先例の多い事件だけではありません。新たな紛争——例えば情報化が進む昨今、AIや仮想通貨といった技術をきっかけとするような事件も、近く現実となり、皆さんを悩ませることでしょう。

本書は、応用力を養えるように工夫された幅と深みのある「実践的ケース」に取り組みながら、どうすれば問題を的確にとらえられるか、どう考えれば問題を妥当に解決できるかを実際に考えることで、力を培うことができるように構成されています。単なるハウ・ツーではなく、より汎用的な、紛争の妥当な解決に向けた能力を身につけることを目的としていますから、上記のような新たな紛争に直面したときにこそ、その効果を実感できるはずです。

学生の皆さんにとって日々の学習が最優先であることはもちろんですが、1日15分だけでも本書を読み続けるようにすれば、日々の学習が将来大きな実を結ぶ先行投資に生まれ変わることでしょう。時間を見つけて、一歩先に「弁護士になった自分」を想像しながら、少しずつ読んでいただければ幸いです。(U)

Point!



各ケースの検討では、図が多用されます。その意図は……ぜひ、手に取って確かめてください。

1. 裁判所とのコミュニケーションの改善のために

図1: 双方当事者と裁判所が果たすべき役割

当事者が果たすべき役割	裁判所が果たすべき役割
当事者双方は、それぞれストーリーを裁判所に分かりやすく説明する	裁判所は、当事者の説明を聞いてそれぞれのストーリーを把握して事案の骨格をとらえる
当事者双方は、争点を確認し、主張立証の方針、ポイントを説明する	争点であると考える点を指摘して、主張立証の方針、ポイントを尋ねる
	争点を確認し、審理計画を検討する
当事者双方は、裁判所とともに主張立証計画を決定する	当事者とともに審理計画を決定する

上記のとおり双方当事者と裁判所が役割を果たせば、三者が認識を共有化し、共通認識に基づいて事件の真相の解明、相対な解決に向かうことができる

判断をするために最も効果的だと考えていたからです。実際に、経済的価値が大きい事件で、裁判所の問題意識を示し、この点に関して両当事者にそれぞれ重要と考える点を口頭で弁論してほしいと依頼したことがありますが、当事者双方の協力が得られ、口頭弁論期日において実施されました。当事者双方の弁論は見事なものでした。どちらも非常に聞きごたえのある、すばらしい弁論でした。プレゼンテーションとしてはどちらも引けを取らない弁論であったのですが、両方聞き比べてみると、おのずと争点についてどう判断すべきかが分かり、判断の骨格がでさるという経験をしたのです。あとはそれを判決文に書くだけでした。これは非常に有用だということが分かりました。このような社会的、経済的に重要な事件について実質的な口頭弁

図2: 双方当事者がストーリーを説明して事案の骨格及び争点把握のために必要な役割を果たす場合

図3: 双方当事者が必要な上記の役割を果たさない場合

論を行うためには、プレゼンテーション能力を磨いておく必要があることは言うまでもありません。

3 ここで取り上げるのは、このような社会的、経済的に重要な事件について実質的な口頭弁論を行うという華々しい場面ではなく、若手弁護士がごく普通の事件について口頭弁論期日又は弁論準備手続期日において裁